

- 「初回産科受診費用助成申請書」と一緒にご提出ください。
- 下記にある【要件①または②】を満たす場合に対象となります。
 まずは収入見込額で【要件①】を満たすか確認してください。収入見込額で【要件①】を満たさない場合でも、所得見込額で確認すると【要件②】を満たす場合があります。
 【要件①】 収入見込額を算定し、「市民全非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当する。（B表で算定）
 【要件②】 所得見込額を算定し、「市民全非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当する。（B表と裏で算定）
- この申立書は、家計急変について、できるだけ簡便な申請に基づき迅速・円滑に助成できるよう、簡易に記入・審査が可能な形で判断基準を設定しています。実際の市民税申告とは異なります。
- 同一世帯の方が4人以上の場合、2枚目記を記入してください。

① 申請者（妊婦）の同一世帯の方について記入してください。

	申請者（妊婦）	世帯員2	世帯員3	世帯員4
氏名				
生年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
妊婦から見た続柄				
収入の状況（該当するものに○）	給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入・これらの収入なし	給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入・これらの収入なし	給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入・これらの収入なし	給与収入・事業収入・不動産収入・年金収入・これらの収入なし
該当するものに○（地方税法等）	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親・該当なし	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親・該当なし	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親・該当なし	障害者・未成年者・寡婦・ひとり親・該当なし
扶養に該当する場合○（所得48万円以下、給与収入103万円以下）				

※給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）の経常的な収入を言います。賞与などの臨時的な収入、育児休業給付金や失業手当、通勤手当などの非課税の収入は記入不要です。
 ※複数の職についている方は、全ての収入について記入してください。
 ※年金とは公的年金収入（非課税のものは除く）です。
 ※「これらの収入なし」・「扶養」に○がついた方は、以下は記入不要です。別途、収入の状況等の詳細について記入した「低所得妊婦の初回産科受診費用助成申立書（C）」の提出を求める場合があります。

② それぞれの方の任意の月の収入（1か月）の内訳及びその合計額を記入してください。（全員が同じ「年月」）
 ※申請が1月～5月の場合、前年の1月以降の任意の1か月、申請が6月～12月の場合、その年の1月以降の任意の1か月

年 月	申請者（妊婦）	世帯員2	世帯員3	世帯員4
給与収入【A】	円	円	円	円
事業収入・不動産収入【B】	円	円	円	円
公的年金等（非課税除）収入【C】	円	円	円	円
収入合計額【D=A+B+C】	円	円	円	円

↓ × 12

年間収入見込額【E=D×12】	円	円	円	円
-----------------	---	---	---	---

※給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）の経常的な収入を記入してください。賞与などの臨時的な収入、育児休業給付金や失業手当、通勤手当などの非課税の収入は記入不要です。
 ※複数の職についている方は、全ての収入について記入してください。
 ※上記以外の収入については記入不要です。
 ※添付書類：給与収入【A】→給与明細書など、事業収入・不動産収入【B】→帳簿など、年金収入【C】→年金決定通知書・年金額改定通知書・年金振込通知書などの収入や年金支給額がわかる書類を添付してください。

③ ②の一番金額の高い方の年間収入見込額と下表の「早見表 非課税相当収入限度額」を記入してください。

②の一番金額の高い方の年間収入見込額【F】	円	該当する世帯人数	人	該当する非課税相当収入限度額【G】	円
-----------------------	---	----------	---	-------------------	---

<早見表 非課税相当収入限度額>

世帯の人数（注）	非課税相当収入限度額
1人 本人のみ	96,5万円
2人 (例) 夫婦子1人	146,9万円
3人 (例) 夫婦子1人	187,7万円
4人 (例) 夫婦子2人	232,7万円
5人 (例) 夫婦子3人	277,7万円
6人 (例) 夫婦子4人	322,7万円

（注）世帯人数は、地方税法等における住民税非課税判定に使用する世帯人数と同様の考え方で、以下の合計人数です。

- ・本人
- ・同一生計配偶者（年間収入103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者、老人も含む）

※本人が申請日時時点で、地方税法等という障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、世帯人数3人以内の場合は「該当する非課税相当収入限度額」は204,3万円としてください。

- ④ ③の「一番金額の高い方の年間収入見込額【F】」と「該当する非課税相当収入限度額【G】」を比較し、【要件①】を満たすか確認してください。（【F】が【G】以下の場合【要件①】を満たします。）
- ③の「一番金額の高い方の年間収入見込額【F】」は「該当する非課税相当収入限度額【G】」以下である。⇒【要件①】を満たします。
 ⇒「市民全非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当します。
 - ③の「一番金額の高い方の年間収入見込額【F】」は「該当する非課税相当収入限度額【G】」より高い。⇒【要件①】を満たしません。
 ⇒裏面の【要件②】を満たし、該当となる場合があります。

【要件①】を満たさない場合、裏面（B裏）に続きます。

※表面（B表）の④で【要件①】を満たす場合、この面（B裏）は記入不要です。

B 裏

⑤ 表面②のそれぞれの方の「年間収入見込額【E】を記入してください。

収入	申請者（妊婦）	世帯員2	世帯員3	世帯員4
年間収入見込額【E=D×12】	円	円	円	円

⑥ それぞれの方の該当する控除等の見込額（12か月分）を記入してください。

控除	申請者（妊婦）	世帯員2	世帯員3	世帯員4
給与所得控除の見込額（12か月分）【H】	円	円	円	円
事業収入・不動産にかかる必要経費の見込額（12か月分）【I】	円	円	円	円
公的年金等控除の見込額（12か月分）【J】	円	円	円	円
控除合計額【K=H+I+J】	円	円	円	円

※給与所得控除の見込額（12か月分）【H】：表面②の給与収入【A】にかかる給与所得控除の見込額を下記の算定式より計算し記入してください。

給与所得控除
※右の算定式より控除額を計算の上、記入してください。

①Aの額のうち給与収入分が162.5万円以下 → 55万円
②Aの額のうち給与収入分が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
③Aの額のうち給与収入分が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
④Aの額のうち給与収入分が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

※事業収入・不動産にかかる必要経費の見込額（12か月分）【I】：表面②の事業収入・不動産収入【B】にかかる必要経費の見込額を記入してください。

事業収入等の経費
①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額を記入してください
②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

※公的年金等控除の見込額（12か月分）【J】：表面②の公的年金等（非課税除）収入【C】にかかる公的年金等の控除の見込額を下記の算定式より計算し、記入してください。

公的年金等控除
※右の算定式より控除額を計算の上、記入してください。

（65歳未満の方） 公的年金等収入分 → 控除額
：60万円以下 → 公的年金等収入分的全額
：60万円超130万円未満 → 公的年金等収入分－60万円
：130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.75－27万5千円
：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.85－68万5千円
（65歳以上の方） 公的年金等収入分 → 控除額
：110万円以下 → 公的年金等収入分的全額
：110万円超330万円未満 → 公的年金等収入分－110万円
：330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.75－27万5千円
：410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.85－68万5千円

※添付書類：事業収入・不動産にかかる必要経費【I】→帳簿等の経費がわかる書類を添付してください。

給与所得控除【H】と公的年金等控除【J】は添付書類不要です。

⑦ それぞれの方の「年間所得見込額【L】を記入してください。

収入－控除	申請者（妊婦）	世帯員2	世帯員3	世帯員4
年間所得見込額【L=E-K】	円	円	円	円

⑧ ⑦の一番金額の高い方の年間所得見込額と下表の「早見表 非課税所得限度額」を記入してください。

⑦の一番金額の高い年間所得見込額【M】	円	該当する世帯人数	人	該当する非課税所得限度額【N】	円
---------------------	---	----------	---	-----------------	---

<早見表 非課税所得限度額>

世帯の人数（注）	非課税所得限度額
1人 本人のみ	41,5万円
2人 (例) 夫婦子1人	91,9万円
3人 (例) 夫婦子1人	123,4万円
4人 (例) 夫婦子2人	154,9万円
5人 (例) 夫婦子3人	186,4万円
6人 (例) 夫婦子4人	217,9万円

（注）世帯人数は、地方税法等における住民税非課税判定に使用する世帯人数と同様の考え方で、以下の合計人数です。

- ・本人
- ・同一生計配偶者（年間収入103万円以下の者）
- ・扶養親族（16歳未満の者、老人も含む）

※本人が申請日時時点で、地方税法等という障害者・未成年者・寡婦・ひとり親に該当し、世帯人数3人以内の場合は「該当する非課税所得限度額」は135万円としてください。

⑨ ⑧の「一番金額の高い方の年間所得見込額【M】」と「該当する非課税所得限度額【N】」を比較し、【要件②】を満たすか確認してください。（【M】が【N】以下の場合【要件②】を満たします。）

- ⑧の「一番金額の高い方の年間所得見込額【M】」は「該当する非課税所得限度額【N】」以下である。⇒【要件②】を満たします。
⇒「市民全非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当します。
- ⑧の「一番金額の高い方の年間所得見込額【M】」は「該当する非課税所得限度額【N】」より高い。⇒【要件②】を満たしません。
⇒「市民全非課税世帯と同等の所得水準にあたる」に該当しません。

【確認事項】（各項目のチェック欄（）に『』を入れて頂き、申請者（妊婦）氏名を記入してください。）

- 【要件①または②】に該当します。
- B表の②収入がある方全員の収入額が分かる書類（給与明細書や帳簿、年金額改定通知書等）を提出します。
（注）収入がない場合も、別途、自身の収入の状況等の詳細について記入した「低所得妊婦の初回産科受診費用助成申立書（C）」の提出を求める場合があります。
- （B裏の⑥「事業収入・不動産にかかる必要経費の見込額【I】」を記入した場合）控除額が分かる書類（帳簿等）を提出します。
- 今後1年間に収入の多い時期がある、臨時的収入がある時期があるなどの事情により、今後1年間の収入・所得見込額が非課税相当収入・所得限度額上回る事が明らかであるものではありません。
- 要件の該当性等を審査等するため、市区町村等が必要な住民基本台帳情報や税情報、公的年金情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- 本申立の内容に相違ありません。
年 月 日 申請者（妊婦）氏名